

補助項目	質問	回答
全般	本事業による補助金を、介護支援専門員の賃金改善に充てることはできるか。	本事業については、賃上げに充てることはできません。
全般	補助対象となる事業実施期間はいつからいつまでになるのか。	対象期間は令和8年4月1日から令和9年1月末日までとなります。
全般	募集開始日以前から取り組んでいる場合は補助対象にならないのか。	募集開始日以前であっても、令和8年4月1日以降の取組は対象となります。
全般	申請は各事業所単位で行うのか。	交付申請や実績報告等については法人単位での提出となります。法人で複数の居宅介護支援業所等の交付申請等を提出する場合は、法人が各事業所分をとりまとめの上、ご提出ください。
全般	他の補助金との併用は可能か。	他の補助金と併用することはできません。
全般	複数メニューを実施することは可能か。	複数メニューを実施することは可能です。ただし、それぞれのメニュー毎の基準額以内での交付となります。 ※予算範囲内での補助となります。
全般	県の予算額を上回る申請があった場合は、どうなるのか。	交付額の調整（減額）を行う場合があります。
全般	交付申請時に提出した事業計画を上回って、申請額を超えて事業実施した場合、支援はあるのか。	交付決定した事業計画の範囲内での事業実施に対して支援をするものであることから、事業計画を超えた経費に関して支援することはありません。事業計画を上回ることが発生する前にご相談ください。
全般	実施した事業の内容と支出額がわかる書類等を残しておく必要があるのか。	実績報告において、実施した事業の内容と支出額が分かる書類等の写しの提出がない場合は、当該経費に係る補助金の交付はできませんので、必ず保管しておいてください。
全般	1年分の年間契約を行う場合、補助対象期間（令和8年4月から令和9年1月末日）を超えることとなるが、この場合の補助金の取扱いはどうなるのか。	補助対象期間に含まれない期間の費用については対象外となるため、按分等による交付となります。
中山間地域採用活動支援事業	採用できなかった場合でも補助対象になるか。	採用結果ではなく、適正に採用活動を実施した事実に対して補助する制度であるため、採用実績がなくても補助対象となります。
業務負担軽減支援事業	研修にかかる経費とは、すでに従事している職員に対するものも対象となるのか。	新たに採用した職員への事務的な業務のタスクシフトを促進するための研修が対象となるため、すでに従事している職員に対するスキルアップ等を目的とした研修は対象となりません。
業務負担軽減支援事業	事務職員の人件費は補助対象となるのか。	事務職員の採用活動や研修に係る経費を対象としており、賃金は対象となりません。
業務負担軽減支援事業	介護支援専門員の業務負担の軽減を図るため、事務職員ではなく介護支援専門員を採用するときの経費は補助対象となるのか。	介護支援専門員が担っている業務のうち、事務的な業務を介護支援専門員以外の職員にタスクシフトすること支援する項目であるため、介護支援専門員を介護支援専門員の業務に従事する職員として採用する場合は、この項目による補助対象となりません。
経営改善支援事業	外部委託ではなく事業所内で宣伝チラシを作成・印刷した場合の費用は対象となるか。	対象費用のみを明確に分けることができる場合は対象とします。
経営改善支援事業	各種加算の新規取得のため、臨時職員を雇用し、委託せずに直営で実施する場合は対象となるのか。	直営で実施する場合も対象となりますが、新たに臨時職員を雇用する場合に対象とし、既存の職員の賃金等（時間外手当）に充てることは対象外とします。
経営改善支援事業	人材紹介会社等に対して支払う紹介手数料は、補助対象となるのか。	補助対象となりません。
経営改善支援事業	広報活動支援において、法人全体の募集（居宅介護支援事業所以外も含む）チラシを作成したいが、その場合も対象となるのか。	本事業は、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護予防ケアマネジメント事業所を対象としているため、その他の介護事業所職員の募集に係る費用は対象となりませんが、対象事業所分のみを明確に分けることができる場合は対象とします。